

監督・アドバイザー規定

一般社団法人福岡県卓球協会

(目的)

第1条 本規定は（一社）福岡県卓球協会主催の試合を公正で円滑に行うために定める。

(定義)

第2条 この規定における用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 監督 団体戦におけるチームの責任者。選手にアドバイスをを行うことができる。タイムアウトを申請ができ、抗議権を持つ。
- (2) アドバイザー 団体戦においては大会要項でベンチ入りが認められている場合、監督とともにベンチで選手にアドバイスをを行うことができる。但し抗議権はない。個人戦において、ベンチコーチとして選手にアドバイスをを行うことができる。タイムアウトの申請はできるが抗議権はない。

(資格要件)

第3条 監督・アドバイザーは、以下の資格を有する者とする。

- 1 (公財) 日本卓球協会の役職者登録
 - 2 (公財) 日本スポーツ協会のスタートコーチ、コーチ1～4
 - 3 (公財) 日本卓球協会の公認審判、上級審判、レフェリー、国際審判
- (1) 監督・アドバイザーは選手と同一チームの登録者とする。
 - (2) 中学校および高等学校の部活動の顧問（外部コーチを除く教職員）については、高体連、中体連の専門部長の申し出により、上記2，3の資格要件を猶予する。
 - (3) 個人戦において、同一チームの選手はアドバイザーとしてベンチに入ることができる。この場合、上記2，3の資格要件は免除される。
※高校生以下は同一チームであれば同一大会にエントリーしてなくてもアドバイザーとしてベンチに入ることができる。

(遵守事項)

第4条 監督・アドバイザーには以下の遵守事項を定める。

- 1 選手の人権を最大限に尊重する。
- 2 日本卓球ルールを順守し、公正で円滑な試合進行に協力する。
- 3 コンプライアンスを遵守し、指導力向上のため常に研究と修養に努める。
- 4 インテグリティ（誠実さ・高潔さ）を重視し、フェアプレーに徹する。

(罰則規定)

第5条 理事長または審判長は、監督・アドバイザーが遵守事項に違反したと判断した場合には以下の処分を科すことができる。

- 1 厳重注意（1回のみ）

2 有期の資格停止

3 無期の資格停止

(異議申立)

第 6 条 被処分者は会長に対して異議申し立てを行うことができる。会長は異議申し立てがあった場合、常任理事会構成員による調査委員会を立ち上げ、調査結果を常任理事会に報告し、常任理事会の再審議を経て、結果を被処分者に通知する。

附 則

この規程は、小学生の試合に対しては令和 8 年 4 月 1 日から施行する。その他の試合については令和 9 年 4 月 1 日から施行する。